

にぎわいスポーツ文化局所管施設への再生可能エネルギー等導入事業 公募型プロポーザルの選定結果

にぎわいスポーツ文化局所管施設への再生可能エネルギー等導入事業について、公募型プロポーザル方式で受託者を次のとおり特定しました。

1 件名

にぎわいスポーツ文化局所管施設への再生可能エネルギー等導入事業

2 業務内容

にぎわいスポーツ文化局所管施設への再生可能エネルギー等の導入により、再生可能エネルギーを最大限地産地消し施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、停電を伴う非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用することを目的に、事業者は施設の屋上等の目的外使用許可を受け、再生可能エネルギー等設備の導入、運転管理及び維持管理等を行う。

3 契約予定者

株式会社東急コミュニティー

4 契約日

令和8年度中

5 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社東急コミュニティー	1,601	1
B社	1,433	2
C社	1,325	3
D社	965	4

6 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日及び開催場所	令和7年10月27日 12時15分から13時まで 市庁舎18階 共用会議室さくら14
評価委員の出席状況	評価委員8人出席（定足数8／8）
議事内容	評価基準等の確認、提案書の評価、受託候補者の特定
評価基準	別紙のとおり

7 問い合わせ先

横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 電話：045-671-3288

にぎわいスポーツ文化局所管施設への再生可能エネルギー等導入事業

提案書評価基準（2025.09.19修正）

1 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点
技術提案に関する視点（145点）			
太陽光発電設備出力	太陽光発電設備の出力[kW]が大きい	3	15
システム提案の実現性	システム構成、設備設置容量や自家消費量の考え方等、システム提案の内容が明確で実現性がある	4	20
設備の設置方法	設備の設置方法は実現性がある、また安全性が高く、施設への影響が小さいものになっている	4	20
防水への影響	設置時、防水改修時、撤去時における防水への影響が少ないものとなっている	4	20
非常時利用の利便性	非常時利用における利便性が充実している	2	10
太陽光自立出力	自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力[kW]が大きい ※蓄電池へ充電する分は除く	1	5
蓄電池容量	蓄電池の容量[kWh]が大きい	1	5
蓄電池の活用による余剰電力の自家消費	蓄電池の活用を含めて、太陽光発電電力の自家消費量[kWh]が大きい	2	10
蓄電池の安全性	安全性の高い蓄電池が選定されている	4	20
蓄電池充電能力	自立運転時に太陽光発電設備から蓄電池に充電する際の能力[kW]が大きい	1	5
蓄電池自立出力	自立運転時に蓄電池から使用可能な出力[kW]が大きい	1	5
発電電力の地産地消に資する取組の提案	具体的で実現性を踏まえた提案となっている	1	5
発電データの閲覧	具体的で実現性を踏まえた提案となっている	1	5
実施体制に関する視点（90点）			
工事遂行能力の確保	無理のない実施体制、スケジュール等となっている	3	15
市内中小企業の活用	市内中小企業を活用する提案となっている	4	20
業務遂行能力の確保	無理のないメンテナンス計画、実施体制等となっている	6	30
事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっている	5	25
その他の視点（5点）			
ワークライフバランス等に関する取組	下記の点について、該当数に応じて評価する ☐次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか（従業員101人未満の場合のみ加算） ☐女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか（従業員101人未満の場合のみ加算） ☐次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク） ②女性活躍推進法に基づく認定 ③よこはまグッドバランス賞の認定 ☐青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか ☐障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40人以上）、又は、障害者1人以上雇用している（従業員40人未満） ☐健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証を受けているか	1	5
評価の合計（240点）			

2 評価方法

(1) 各評価項目について、以下の6段階評価を行う。

- 5点：優れている
- 4点：ややすぐれている
- 3点：普通
- 2点：やや劣る
- 1点：劣る
- 0点：非常に劣るまたは提案無し

ただし、「市内中小企業の活用」の評価は、以下のとおりとする。

- 5点：工事総額における市内中小企業への発注割合が75%以上
- 3点：工事総額における市内中小企業への発注割合が50%以上75%未満
- 1点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%以上50%未満
- 0点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%未満

(2) 「ワークライフバランス等に関する取組」の評価は、6つの着目点について該当した数を評価点とする。

(3) 評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

3 第一順位の決定方法

(1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。

(2) 評価点が同点の場合、出席委員の多数決により第一順位を決定する。それでも決しない場合は委員長が第一順位を決定する。